

## 足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画（25環自計第733号平成25年11月26日 緑施策推進担当部長決定。以下「防除計画」という。）に基づき、区内に生息する対象動物の防除（以下「防除」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 防除計画に定めるもののほか、この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象建造物 区内の全ての建物をいう。

(2) 対象建造物への侵入 対象動物による対象建造物内（屋根の上及び床下を含む。以下同じ。）への侵入をいう。

(3) 生活環境被害 対象動物による対象建造物内でのふん尿汚損及び足音・鳴き声による騒音、対象建造物の破損・汚損等並びに対象建造物の庭木の果実等への被害をいう。

(4) 利用者 第7条に規定する申請者のうち第8条の規定により防除を行うことを決定された者をいう。

### (対象場所)

第3条 防除の対象とする場所は、対象建造物への侵入若しくは生活環境被害を受けている対象建造物が所在する敷地（対象建造物内（ベランダ及び屋上を除く。）を除く。ただし、区長が認める場合は、この限りでない。）又は敷地内の農作物、果樹等への被害が生じている敷地とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度において同一の対象建造物が防除の対象とする場所となれるのは2回までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、現に対象動物が姿を現した敷地について、対象動物を緊急に捕獲しなければ区民の生命又は身体若しくは生活環境に甚大な被害が及ぶと認められる場合であって、他に捕獲する者がいない場合は、防除の対象とすることができる。

### (対象者)

第4条 防除の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 当該対象建造物又は当該対象建造物が所在する敷地（以下「当該敷地」という。）の近隣に居住する当該対象建造物又は当該敷地に所有権を有する者であって当該敷地において防除を行うことについて許諾する権限を有することを証することができる者（当該対象建造物に居住者がいない場合に限る。）

(2) 当該対象建造物に居住する者又は当該対象建造物若しくは当該敷地の管理の委任を受けている者であって、当該敷地において防除を行うことについて許諾する権限を有す

ることを証することができる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、農作物、果樹等への被害が生じている敷地若しくは現に対象動物が姿を現した敷地を所有する者又は当該敷地の管理の委任を受けている者であつて、当該敷地において防除を行うことについて許諾する権限を有することを証することができる者

(4) その他区長が認める者

(防除の内容)

第5条 防除における区の実施事項は、現地調査、利用者への助言・指導、捕獲器の設置・回収、及び対象動物の回収・処分とし、実施事項ごとの実施内容は別表1に定めるとおりとする。

2 防除における利用者の実施事項は、別表2に定めるとおりとする。

(費用)

第6条 防除の実施に係る利用者の負担はないものとする。ただし、別表2に定める事項については、この限りでない。

(申請)

第7条 防除の実施を希望する者（以下「申請者」という。）は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業 利用申請書（別記様式第1号）を区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項の規定により防除の実施を希望する者は、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業 利用申請書（緊急）（別記様式第2号）を区長に提出するものとする。

(決定通知)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、予算の範囲内で防除を行うこと又は行わないことを決定し、足立区ハクビシン・アライグマ対策事業 利用承認（却下）通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、防除を行うことを決定する場合は、利用者が別表2に定める事項の実施に努めることを条件とするものとする。

(防除の実施)

第9条 区長は、前条の規定により防除を行うことを決定したときは、速やかに防除を行うものとする。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、防除において、別表2に定める事項について実施に努めるものとする。

(補償)

第11条 防除において利用者が自己の責めに帰する事由により損害を被った場合、区はその補償を行わないものとする。

(委託)

第12条 区長は、この要綱に規定する防除に関する業務の一部又は全部を事業者へ委託

して実施することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則（29 足足保生発第2119号 平成30年1月4日決定）

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

付 則（31 足足保生発第2578号 令和2年2月5日決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

実施事項	実施内容
現地調査	対象建造物の外周から、対象動物の侵入口となり得る場所を特定し、利用者に報告する。
利用者への助言・指導	<p>1 利用者に対し対象動物の生態の説明や対象動物からの被害を受けないための適切なアドバイスを行う。</p> <p>2 利用者に対し捕獲器の管理方法（エサの付け替え方や対象動物以外の動物が捕獲された場合の放し方、対象動物の捕獲から回収までの間の保管等）について指導する。</p>
捕獲器の設置	<p>1 対象建造物の外周、バルコニー、屋上等（侵入口付近又は徘徊場所等捕獲に効果的な場所）に捕獲器を設置する。</p> <p>2 捕獲器の設置期間は、設置した日の翌日から2週間とする。ただし、申請者の希望に基づき区が認める場合は、1週間延長し、最長3週間とすることができる。</p>
捕獲器の回収	<p>1 対象動物が捕獲された場合、利用者は速やかに区が委託する事業者と連絡し、事業者は捕獲器ごと対象動物を回収する。</p> <p>2 捕獲器の設置期間中に対象動物の捕獲の連絡がない場合は、事業者は回収予定日に捕獲器を回収する。</p>
対象動物の処分	捕獲した個体は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、できるだけ苦痛を与えない方法により殺処分し、動物死体を専門に処理する施設で焼却により適切に処理する。

別表2（第5条関係）

- 1 捕獲器の設置・回収、対象動物の回収時に立ち会うこと。
- 2 設置した捕獲器を移動させないこと。
- 3 事業の実施について、近隣へ周知すること。また、捕獲器設置による事故防止のため、区が配布する注意喚起のチラシを第三者から見やすい場所に掲示すること。

- 4 毎日、捕獲器を見回り、エサの状況確認等適切に管理すること。
- 5 週1回程度、捕獲器に付けられたエサを付け替えること。
- 6 対象動物が捕獲された場合、速やかに事業者に連絡すること。
- 7 対象動物以外の動物が捕獲された場合、速やかに放すこと。
- 8 生活環境被害がある場合、その対応（侵入口を塞ぐ等の工事の施工並びにふん尿撤去、清掃及び雑菌消毒処理等）及び再発防止のための対策をすること。